

感染症に関する情報の公表についてのガイドライン(第1版)

学校法人京都橘学園常任理事会

1. 公表の目的

京都橘学園（以下、「学園」と呼ぶ）の各校（大学、中学校・高等学校、こども園、以下「各校」と呼ぶ。）における感染症のまん延を防止し、個人や集団をある感染症と誤って関連付けることによって起きる偏見や差別を防止し、学園及び各校の関係者の安全・安心を確保するため、感染の発生状況等の情報を公表する。今回のガイドラインは新型コロナウイルス感染症に限らず、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、感染症法という。）に関する一類感染症、結核を除く二類感染症および三類感染症※を対象とする。

2. 公表の考え方

- ① 感染症法第16条第1項に基づき、学園の各校の敷地内で感染が発生したことを確認した場合は、その発生状況等について、原則として学園が公表する。
- ② 公表に当たっては、感染症法第16条第2項及び個人情報保護の関係法令を遵守するとともにプライバシーの保護に十分に配慮する。
- ③ 学園の敷地外で各校関係者の感染発生を学園が確認した場合は、その発生状況等について、原則として学園からの公表は行わない。公表にあたっては、関連法令に基づき、その地域を管轄する行政と連絡・調整を行う。
- ④ 個人情報又はプライバシーに係る情報の公表に本人の同意が得られず、或いは、公表することで個人の生活や事業運営に重大な支障が生じるおそれがある場合は、全部或いは一部の情報を公表しないことがある。ただし、感染者の濃厚接触の状況や感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、学園が公表の必要があると判断した場合には、本人の同意の有無にかかわらず公表する。

3. 公表内容

感染者の接触状況や感染拡大のリスクなどを総合的に判断し、感染者の特定に至らない範囲で、以下の情報のうち必要な情報を公表する。

- ① 感染者情報
例) 年代、性別、学生と教職員の区別、判明日、判明場所、現在の状況等
- ② 感染源との接触歴に関わる情報
例) 感染源と思われる人物との接触の有無とその程度
- ③ 感染者の行動歴等の情報
例) 不特定多数と接触した場所や利用施設等（学園の各校敷地内の場合は各校名と所在地）
- ④ 集団感染等が確認された場合には該当する施設等の情報
- ⑤ 学園が行う公衆衛生上の対策

【参考】

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成十年法律第百十四号)

施行日：平成二十八年四月一日

最終更新：平成二十六年十一月二十一日公布(平成二十六年法律第百十五号)改正

(医師の届出)

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者

二 厚生労働省令で定める五類感染症の患者(厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。)

2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、その管轄する区域外に居住する者について第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その者の居住地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

4 厚生労働省令で定める慢性の感染症の患者を治療する医師は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、その患者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

(省略)

(情報の公表)

第十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。

(協力の要請)

第十六条の二 厚生労働大臣及び都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求めることができる。

以 上